

こども誰でも 通園制度

乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の概要について

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とするため、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを、月10時間まで、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

こども誰でも通園制度

こどもみんなが
こども家庭庁

対象 0歳6か月～満3歳未満で
保育所などに通っていないこども

月一定時間まで
保育所などに通園できる

柔軟に利用できる新たな通園給付

■こどもにとって

- 家族とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

■保護者にとって

- 地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながったりするとともに、月に一定時間でもこどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

○ 制度のポイント

名取市に住んでいる保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが対象です。

乳児等通園支援事業は、どこにも通園していない（施設に所属していない）子ども、または企業主導型を除く、認可外保育施設を利用している子どもが利用できます。

<名取市内で企業主導型を除く認可外施設>

- ・KID' s ROOM（キッズルーム）
- ・Penguin International School（ペンギンインターナショナルスクール）

上記2施設以外の名取市の施設に通園している子どもは、乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の対象外です。

○ 乳児等通園支援事業の利用料

乳児等通園支援事業の利用料は、国が定める基準を踏まえ利用料を定めていきます。

○ 乳児等通園支援事業で給付対象となるための「認可」と「確認」

乳児等通園支援事業で、保育給付を受けるためには、施設・事業者の人員配置や、施設の設備や面積、安全計画などが必要な基準を満たしているかの「認可」、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適切かどうかの「確認」を受ける必要があります。

新たに実施する乳児等通園支援事業については「認可」及び、「確認」は、名取市が行います。

施設・事業	認可の権限	確認の権限
乳児等通園支援事業	名取市	名取市

○ 乳児等通園支援事業を実施することができる施設の種類の種類

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた以下の施設

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・小規模保育事業所
- ・企業主導型保育施設
- ・家庭的保育事業所
- ・幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・地域子育て支援拠点
- ・児童発達支援センター等